

1972年第98回宜野湾市議会(定例会)会議録

1. 5月6日(第17日目) 午前10時17分開議
午後1時00分散会

2. 出席議員(17名)

- | | |
|-----------------------|------------------------|
| 1番 伊 佐 徳次郎 | 2番 徳 吉 |
| 3番 大 川 正 雄 | 4番 天 久 盛 雄 |
| 5番 宮 城 正 光 | 6番 船 橋 仁 正 |
| 7番 宮 城 仁 政 | 8番 又 吉 正 弘 |
| 9番 宮 里 敏 行 | 10番 比 嘉 守 盛 |
| 11番 安次富 盛 信 | 12番 崎 間 正 鶴 |
| 13番 棚 原 康 信 | 14番 仲 村 春 信 |
| 15番 山 本 朝 保 | 16番 武 島 行 男 |
| 17番 多和田 真一 | 18番 大 川 昇 |
| 19番 玉那覇 行 昭 | 20番 伊 佐 雅 仁 |
| 21番 比 嘉 義 定 | 22番 古 波 親 清 次郎 |

3. 欠席議員(3名)

2番 断 徳 吉 16番 武 島 行 男
 17番 多和田 真一

4. 議事説明員

- | | |
|-------------------------|--------------|
| 市 長 崎 間 健一郎 | 助 役 沢 紙 安 一 |
| 収 入 役 兵 屋 好 永 | 総務課長 多和田 真一 |
| 住 民 課 長 知 念 和 夫 | 厚生課長 伊 佐 友 誠 |
| 税 務 課 長 古 波 親 信 三 | 農林課長 崎 間 政 光 |
| 商工観光課長 棚 原 盛 真 | 都市課長 新 垣 信 栄 |
| 健 設 課 長 高 宮 城 昇 | 消防長 大 城 仁 幸 |
| 固 定 資 産 評 価 室 長 武 島 正 孝 | |

水道部長 仲村春盛 営業課長 廣里得弘
会計課長 天久 実 工務課長 金城健栄

5. 事務局出席者

事務局長 末吉健男 庶務係長 照屋 毅
議事係長 島袋真由 書記 仲村春夫
書記 比嘉定治

6. 議事日程(第17号) 1972年5月6日(土曜)

日程第1 (別紙添付)
日程第2
日程第3
日程第4

第98回宜野湾市議会定例会事日程表(第17号)

1972年5月6日(土)午前10時開議

- 日程第1 議案第97号 1972年度宜野湾市、青区才入才出
補正予算
- 日程第2 議案第91号 1972年度宜野湾市妻まん研究セ
ンター特別会計補正予算
- 日程第3 議案第88号 1972年度宜野湾市水道事業会計
補正予算
- 日程第4 議案第89号 1972年度宜野湾市一般会計補正
予算
- 日程第5 議案第94号 宜野湾市税条例の全部を改正する条
例について
- 日程第6 議案第95号 市税の特例に関する条例
- 日程第7 議案第96号 アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所
有する軽自動車等に対する軽自動車
税の特例に関する条例
- 日程第8 議案第87号 宜野湾市水道事業給水条例の全部を
改正する条例について
- 日程第9 閉会中継続審査申出替(施設委員会)
- 日程第10 陳情第5号 沖縄国際大学誘致に伴う地主並びに基
主に対する特別処置方について

議 長

从今から第98回宜野湾市議会定例会第17
日目の本会議を開きます。
(午前10時19分)

議 長

本日の日程は、日程表第19号のとおり進め
てまいります。
日程第1、議案第97号、1972年度宜野湾教
育に才人出補正予算を上程いたします。
理事者の趣旨説明を求めます。

教育委員

1972年度の教育人材出の予算を補正したい
と思いついて補正案を提出したもので、よくし
てご審議願います。

議 長

本案に対する質疑を許します。

議 長

休憩いたします。(午前10時18分)
再開いたします。(午前10時22分)

議 長

負担金について、減にしなければならぬと
いう要請を答えたのはいつですか。

会計係

3月の初め頃なと思っております。

1 着

当局では2月に23パーセントの補正をしなければならぬと承わっておりますが、1万ドル余の補正減という見通しで(聴取不能)

会計係

取手の先のお話とも関連いたしておりますが、文書を持ってくる日に3月にはっきりしております。そのときの文書では約20パーセントほどの政府の交付税が落ち込むからそれを留意の上予算執行をしてもらいたいという事で、そこで補正の方に割当てはじめても減額になる額の確定がなければ補正できずために文書で照会いたしました。その程度という事ではっきりしていただく。いくら減額になるか、額の確定を知らせてもらいたいというふうに文書で照会いたしました。その文書に付しては交付税が確定しているので、交付税が増額になれば又増可もできる。しかし、そういうことで額については交付税が確定している事でございまして、こちらとしては入ってくる金が確定しているために補正はできずがその額で取り扱

1 着

私が望んでいるのは、市の負担金の計についてであり、全般的に可入でございまして、市の負担

相金が補正前の額、41万円の約20ポイントが落ちたことと教育委員会に指達してある款でありながら、当然はつくりしていると思ふ款でありながら、これだけは41万円はあげられない、20ポイントを引いた額しか今年度は教育委員会に計上してはならないと説明しているからである。

会計係

先程申し上げたように、以前は親の確定は正として23ポイントといたものが親の確定は正としたのがこの前の議会の翌日であり、まだ一週間位しかたっておりません。

1 着

(聴取不能) 後10日しかございません。
10日しかない予算も補正あることとはもう決算に等しい補正予算であるという認識ある立場から賛同していただくべきである。
(聴取不能)

教育委員長

先程、会計係の方から説明がなされたように、23ポイントの落ち込みがあること、しかもすでに執行していると言われたときにこの補正の必要があるんじゃないかというふうに話し合ったのであるが、ご説明のように会計係がこの(聴取不能)の額が確定するまでという意味で遅くはなっておりながら、今朝向近になってからの補正というのは、好ましくないと思っております。現在の使途の

状況は90パーセント位の執行に及びており、

1 着
繰越を予定しておられるが、昭和47年度一般会計への繰越金。

会計係
現在の場合は、事業繰越以外はどの補正に於て（聴取不能）

1 着
3月の中旬以降の教育予算について執行についてはある程度20パーセントを削減し予算の執行を行なった訳で、

会計係
これは23パーセント程度減らしたので、それを留意して執行してもらったという事でありますので、学校長がお集りに成りまして約20パーセント削減する予想で執行については当該款であります。

1 着
先程（聴取不能）

会計係
9.900億91億とあります。

1 着
わがりおし。質疑を終りす。

議 長
休憩 - ありす。(午前10時34分)
再開 - ありす。(午前10時35分)

8 着
学校建築費の委託料500万の減について
これはどういったおれですか。

会計係
これは建築ではなく、施設関係の設計料
を予定しておりましたが、この施設はストップして現
年度は外注して設計したものがあつたので全額削
つたおれです。

8 着
(聴取不能)

会計係
今年度に持ち越したものは勿論再計
してあります。若天南中学校の体育館でありま
す。これは市費も300万持ち越したおれです。

8 着
更正予算とは関係ありません。

会計係

更正予算とは関係と言っておりますが、これには
記入が残っている訳です。更正はしておりま
せん。予算額から契約額の減った額だけを
補正しております。

8 着

工甲費の方は中学校の体育館(聴取不能)

会計係

こちらに入っております。(聴取不能)
先申し上げられたように、差額予算の予定と
契約分の差額は補正しておりますが、その持
ち越し分については政府からの指入がありそ
の予算残っております。不用額にしております。
今年に限って例年のように事業繰越制度が
ございせんためにこれは予算ではこのまま残
して、その再計入款であります。

会計係

校舎更築ではございせん。

4 着

(聴取不能)

会計係

入園料は当初予算の場合利がこちらに計入
しておりますこととありまして、入園料も全部
4月には入りまわって、その来年度の予算は入園料

というものはございませんため、予算組む分に
入園料はどれど入りまからず、それで予算の方
でこれだけ余計入ることにありまからず、ふえ
る訳ではありません。

4 着
補正前の額は1,075ドルに対して97ドルの増
に上っておりますが、そうすると現年度は27年
分入るということであらう。

会計係
いや、そうではございませぬ。

4 着
今、新学期には入っているんで(らう)、この分は
とこへ

会計係
去年の4月は前年度に入っております。
7月からであらう。

19 着
才入 (聴取不能)

会計係
退職積立金 (聴取不能)

1 着
才出の9ページ、教育振興費の備品購入

費. 補正前の額は幾らでございませうか。

会計係
(聴取不能)

議長
議案第97号につきましては質疑を打切り、
討論を省略し表決に付し候と想いませうが、
ご異議ございませうか。

(異議なしと呼ぶ)

議長
ご異議ありませうか。議案第97号を表
決に付しませう。
原案の通り可決することにご異議ございませう
か。

(異議なしと呼ぶ)

議長
ご異議ございませうか。議案第97号、19
72年度真野湾教育区才入才出補正予算は
原案の通り可決決定をいたし候。

議長
休憩をいたし候。(午前11時9分)
再開をいたし候。(午前11時20分)

議 長
議案第91号、議案第88号、議案第89号。
以上の案件は一括して議題といたします。
3案件に対する質疑を許します。

議 長
休憩いたします。(午前11時20分)
再開いたします。(午前11時40分)

8 着
(聴取不能)

農林課長
お答えいたします。天候異変によりまして
元々の予定が悪くあった訳であります。
このために現在まで3月の下旬から4月にかけて
天気が寒(な)り暑(な)りして、その点か
ら元々の予定が悪くあった訳であります。
(聴取不能)

8 着
例年にならぬ暑と寒とという事(こと)であつたとい
うのを考(かん)え方(かた)ですか。

農林課長
3月の下旬からは天気は相当変動があつた
と見ております。

(聴取不能)

布 巻

何れも生物でござらうからで、おかしや通
 りでござらうが、一応イタリヤ産の場合には
 在實際に成鯉にして出したばかりでござら
 して、一応（聴取不能）冬の場合には非常に
 成長の遅うでござらうが、夏場になると普通
 一般のものに落ちるようであり、一応2丁位
 やらんとわがらんたうと思へや。本土産の場合
 も夏場は落ちると、成鯉と小魚との差がで
 るは、このことは今後養鯉場の専門の方から
 聞えやう。鯉を入れていると、小魚を入れた
 ううに大きくなる原因がある。本土の場合
 にも鯉を入れた場合には大体40パーセント
 のようである。今までの結果が出ている。
 このうに気をつけて鯉の場合には病気が
 あるので、薬を入れた2、3日先を止めや
 う。このうに考へた場合には他のものを
 入れ、鯉に成鯉には行かないというこ
 とを聞いておれやう。色々研究して今までの
 専門家の話も総合して一応おた
 ちやう結論は出ている。（聴取不能）

4 着

扱へる方法詳しく説明願へや。

農林課長

このう貿易と中国とのLC開設について
 ありやうが、沖繩の場合この業者が
 行へて。

4 着

LC同数は先払いで可、後払いで可。

農林課長

現場と直に。

4 着

後払いの方で可。

農林課長

可で可。50千円で8,000ドルで可。

1 着

2款1項1月の生産物売掛収入の現在までの予算額123,335ドルに対して33,000ドルの減に付ており可。差額は約30万-1千の見込計違いでござる可。従今の質疑も見可。天候累変による33,000ドルの生産物の売掛の減のうら二とござる可。それ以外で可。天候累変での中在けの生産物売掛の減のうら二とござる可。議会議事録で可。

農林課長

これは、先にも、市役がお話ござる可。此の趣を養つた。こういう面からも幾分かの是れは出た可。可でもあり可。

1 着
天候異変によることは、具体的に説明
できずが、特に現場の担当課長として。

農林課長
暑一場合の点でありすが、これにつきては
は、ええぐえが悪くつてこれだけの減収に
つた。管理面においても幾分かこれは出て
たと思へすが、その点につてはこれに努力
はしてはなれぬが、こういう点が出た訳であり
す。

1 着
大体で53レウにございすが、ええぐえが悪
くつた期間とその数量は存じませんが。

農林課長
手紙調べておりました。

1 着
その点は許可してあります。最初の課長の答
弁は天候異変による33,000レウとつたら納得
いたしません。天候異変でかたづけられたら迷惑
です。気をつけて下さい。終ります。

18 着
出たれておる資料から見ますと、60本も以外
でなく、現在60本もが90,000近くございすが
由。それ以外の6A以降出荷。7月以降出荷と別

すなわち、今の60本以上のうちには、歴年の
今年中で出荷可能と計っております。

農林課長

この6月出荷としておりますは、この15本だけが
6月以降に出荷するとう考え方になっております。

18 着

この30本以上の全部出荷終了した
場合にすなわち、何トンに付ります。

農林課長

大体、その検討をなさるまではそれについては
具体的にはもってありません。

18 着

今、大体つくりに位にできる位がたぶん
ござりまする。これは何万位見ておりますか。

農林課長

3,000区位。

18 着

3,000区、それ以外は60本以上でござります。
現在が池に入っております。

農林課長

これは、60本以上のものがあります。

18 着

以上の計算からすると、この60本の以外に
今年中に出荷するとして11,000本に在る部である
中、勘定した場合は、66,000本あり得る。これは
自信もて得るが、現在1本20本以上のうち
については今年中に出荷するとして11,000本は十
分見込められ得る。60本もの以外は得る。
66,000本以上あり得る。66,900匹、2小を1キ
にすると6本ものも勘定した場合には11,000本
とあり得る。自信もて得る。

農林課長

予算は、外れて組まれており得る。

議長

議案第91号については、質疑を打切り、討
論を省略したとして、表決に付したと思っておりますが、
ご異議ございませんか。

議長

ご異議ございませんので、表決に付します。
議案第91号 1972年度富野湾岸養鰻研究セ
ンター特別会計補正予算については、原案通り可
決することに、ご異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長

ご異議ありませんので、議案第91号については

原案の通り可決決定いたしました。

議長
議案第88号については、質疑を打切り、
討論を省略し、表決に付したと思っておりますが、
ご異議ございませんか。

議長
ご異議ありませんので、表決に付します。
議案第88号、1992年度宜野湾市水道事業会計
補正予算については、原案の通り可決あり
とご異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長
ご異議ありませんので、議案第88号についで
しては、原案の通り可決決定いたしました。

議長
議案第89号、1992年度宜野湾市一般会計
補正予算については、質疑を打切り、討論を
省略し、表決に付したと思っておりますが、ご異議
ございませんか。

議長
ご異議ありませんので、議案第89号を表決
に付します。
議案第89号、1992年度宜野湾市一般会計補正

予算に於ては、原案の通り可決することに異議ありませぬか。

(異議なしと呼ぶ)

議長 二 異議ありませぬか。議案第87号は原案の通り可決することに決定をいたしました。

議長 三 次 議案第94号 宜野湾市税条例の全部を改定した条例、議案第95号 市税の特例に関する条例、議案第96号 アメリカ在露軍隊の構成員等に所有する軽自動車等に對する軽自動車税の特例に関する条例について、以上の案件を一括して一括して可決を許すか。

議長 四 休憩いたします。(午後0時10分)
再開いたします。(午後0時15分)

12 議長 議案第96号について、税務課長にお伺いいたします。特例に関する条例は、この特例を設けるにせうかはどこからかのかの指示がありまじか。市独自の。

税務課長 違ひませぬ。これは宜野湾だけでなく、向

うやらのアメリカ合衆国との行政協定によってであ
れ、在米日本の特例でござりますが、これは準則とし
て流すけれどもやっております。

12 着

根拠は行政協定に基づいて在米日本のほうけ
れども、やはり地方自治法は地方自治の根本の
何も外りませんが、新しい税金を設けることはた
びごとでござる。特に税金の場合には根本の所
しとおしな方が正しくなるとも思ふ訳であ
りけれども、これは地方自治法第6条第2項に基
くこと第1条に外りませんが、それには公益
上、或はその他事由によつてと、その他事由に
基くことのはやはり公益上、或はこれに示した
いような、それに準ずるもの理由に基く以外に
は、税金の不均一課税はおもむくはなから
ないかと思ふのであつた。課税上のご見解を伺
たい。

税務課長

実はこれについては私も同様に様考えてご
ざつた。若うな西原先生の説明会でもその旨
をお伝えいたしました。それですが、向うの政府と
いれましては、あつても行政協定でさう
おなれおなれで、こゝで私がさう言つても行政
協定でおなれおなれで、そのことについてはどうも
懸念を感ずる。さういふことでござつた。

12 着

確かに地方税法はと案2項とかとうふう
なことは概根拠にしてても日本国における各
国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方
税法の臨時特例に関する法律、これがあつたら
ないがその選択の必要はないと。こういふ
ことであつた。

総務課長

選択の条地というやうな言ひはよく
して、これは行政協定であるので、私としては
説明できると。やういふことでございませう。

12 着

それじや、尚ほ深く伺へらあが、これは説
明してもよゝであつた。

総務課長

これはどういふことであつた。

12 着

どういふことであつた、それはどうしてであつた。ご説明
願ひませう。

総務課長

それについて、先程から申しあげた通り
に、やういふ意見もございませう。そこで、何回も
申しあげた通り、これは行政協定であるのであ
り、それについてどういふことであつたか、ご説明願
ひませう。

好んで支給がにいても私としておぼがっておられ
せら。

12 巻

行政協定は国家間には拘束力なし。しかし
地方自治法で拘束力あり。

税務課長

その点についても私としておぼがっておられ
これについては先般お話し申し上げた通り
その不確定な要素も考慮するといふことで、行政
協定として徴収の方法でおぼ。これにつ
いても色々。

12 巻

徴収の特例に固執せずとも結構で
しうけれども、税率があまりにも低いものに
対して5分の1位に引き上げらる。

税務課長

どういふことか。

12 巻

来年からは一般の国民、県民は1,200円、200
円と定めてある。7分の1弱に定めてある
ね。その間の課税というものは一種類で分け
ればなるけれど、このうち地方税法第6条2
項に拘束されることは行へないから、これ
が益にあり。税金が不均衡を通じつつ

でここにありても条項は公益上その他の事由
に於てこのようなる不均衡な也、外人は津税
人の9分の1の税金でいいであり、地方自治は
あくまでも法人であらう。特例設けなければ
どうなりませうか。

税務課長

そのへん、高度のことについては不本意ながら
私もわかっておりませうか。

12 着

これは文書でどこから来ておりませうか。特例を
設けるという場合は、

税務課長

地方課がです。

12 着

これは許せばいいから、そのようでは、以上
です。

議 長

休憩いたします。(午後0時21分)

再開いたします。(午後0時26分)

議 長

議案第94号について、質疑を打ち切り
討論を省略し表決に付したいと思っておりますが、ご異
議ございませんか。

議 告

ご果議ごさいせらへて 表決に付しませ。
議案第94号 宜野湾市税条例の全部を改正する
条例については、原案通り可決あることにご果
議ごさいせらへた。

(果議なしと呼ぶ)

議 告

ご果議ごさいせらへて、議案第94号は原案
通り可決決定いたしませ。
議案第95号 市税の特例に関する条例につ
きましては、質疑を打切り、討論を省略し、表
決に付しなれどご果議ごさいせらへた。

議 告

ご果議ごさいせらへて、議案第95号につ
いては表決に付しませ。
議案第95号 市税の特例に関する条例に
ついては原案通り可決あることにご果議ごさい
せらへた。

(果議なしと呼ぶ)

議 告

ご果議ごさいせらへて、議案第95号は原案
通り可決決定いたしませ。

議 長
議案第96号については、質疑と打切り討論を省略し、表決に付しなすと思ふが、ご異議ごなければ。

議 長
ご異議ありなすので、議案第96号については表決に付しなす。
議案第96号は原案通り決するごにご異議ごなければ。

(異議なしと呼ぶ)

議 長
ご異議ありなすので、議案第96号、アメリカ合衆国軍隊の構成員等に対する軽自動車等に対する軽自動車税の特例に関する条例については、原案通り可決決定したしなす。

議 長
日程第8、議案第87号を再び議題とし、本案に対して質疑を許しなす。

議 長
休憩したしなす。(午後0時29分)
再開したしなす。(午後0時30分)

19 議 長
工事費用との関連で質疑したしなすと思ふが、

現在の給水条例、これまでもわが市に一地域に
一水道というものが水道部長より、又は学
業課長から説明されておりましたが、普天間水道の
買収については市民需要者との間に互いの問題
解決が見られておりました。それで、そういうことも
考慮していく場合に、その工事費というものが
市民需要者にとっては問題になっておるとして
おかげで、そういうふうになっておりました。つい最近、
昨日のことからですが、一部地域に於いてこの普天
間水道が断水としておりました。そして、市議会
の中で一日なりと市の責任で断水はさせない
とそういう協議会の中で答弁されてお
りました。その事実について知っておりました。昨日
断水しておりました。

水道部長

お答えいたします。カホトポンプの故障とか
で断片的に断水していることは聞いてお
りますが、昨日の件は聞いておりました。

19 着

(用) 一、二日程度であらう。一応は、

水道部長

断片的に断水している件は前の方で聞いてお
りますが、昨日の件は聞いておりました。

19 着

新井のものを止めては、昨日のことです。一週内前から

203
このようにしてある訳では。

水道部長

昨日の件は聞いておりません。断片的に1時間とか半時間とかというのを断水が有るという件は今の前に聞いております。しかし、昨日の件は聞いておりません。

19 着

この断水してあとには汚染の点もあるというふうにおどおどい私の質問に対して、この検査も必要だということがこの条例の中に出てきておりますが、そういう汚染調査もやりませんが、この週同の間に、

水道部長

これはやっておりません。これは第1回水道の場合にはまだ引継いでおりませんので、向うの水の水質は厚生局、保健所などの管轄でございまして、私達がその水質がどうかどうかという事はできません。

19 着

権限外のことですか。

水道部長

権限外でございませぬ。

19 着

これは給水条例との関連でである。もしも
ラウ汚染を止め、又は断水をしないう場合
には、市の水道管理者としては指導助言はでき
ない部であるが、結構になる部である。

水道部長

指導助言はできるかも知れないけれども、
権限としては今のところでも保健所の管轄
でございまして、この給水条例は市の条例でござ
います。

19 着

それから、前の会議の答弁と矛盾してござるな
答弁になっておりますが、一日でも断水をさせない
措置をとるといふことが去った3月30日であり、4月
1日からの問題があり、一日も断水をさせない措
置をとるといふことは答弁しておりますが、ど
れとの関連でつい最近、断片的でもいふ部であ
るから断水をしな期間についてである、どのような調
査、あるいはどのような指導助言をいたしましたか。

水道部長

前にご返事申し上げたのは、つまり4月1日を期
して完全に市の方に移すというのを目標に
掲げた時点に対する4月1日に打切られる場
合にはこの話がスムーズにいったいから向う
が完全に営業放棄とある場合にはの返事で

ごをいまして、今のところは私達からやるか、公
 頭でもっとしっかりしてもらいたいという事は言え
 る訳ですが、これをこちらが取って、こちら取っての
 一部です。これを私達が向こうが完全に放
 棄していただく場合にはやをせえやとやらと
 いけやせいけれども、常業としていう以上は今の
 ところ監督権は保便所にございまして、私達に
 はない訳です。その点は必ず了解願いたいと思
 います。こちら取っての部です。あの4月10を
 期門つり市に移すという5月のことから考へる
 場合には勿論私達としても後の責任がある
 部分ですが、今のところはこちらつり話があ
 ったことがあったことがという5月のもは当然話
 が出てくる訳ですが、引を継いでいる関
 係で指導権自体が及ばない訳です。それは
 行えがかりにもありまして、同じ人道上から見ま
 しても、もっとしっかりして、これは文書でもその今
 度の問題は早く解決する様に、こちら前向きで
 やってもらうという事は文書でも出して、公
 頭でもやってあります。今のところはそれだけか
 である訳です。

議 者
 休憩いたします。(午後0時37分)

休憩中に陳情第3号についての建設部報告
 51年度同報告がなされる。

議 議
再開の如し。(午後0時47分)

議 議
議案第87号に付しては、質疑の段階で
継続審議としておきたいと思ふが、ご異
議ございませんか。

議 議
ご異議ありませんで、議案第87号は継続審
議といたします。

議 議
日程第9、閉会中継続審査申出番について
議案といたします。
ア、リ、トをお配りしてござりますので、朗読を
いたします。

議 議
休憩いたします。(午後0時49分)
再開いたします。(午後0時49分)

議 議
本件に付してはこれを認めますことにご異
議ございませんか。

(異議なしとす)

議

ご異議ありと申して、本件は認めらるゝことに決まらるゝ。

議

日程第10、陳情第5号、神純国際大学誘致に伴う地主並みに地主に對する特別措置方の陳情についてを上程のし、本案について事務局として朗讀をせらるゝ。

議

休憩のしるゝ。(午後0時50分)
再開のしるゝ。(午後0時53分)

議

本件はつたしては総務常任委員会に付託し、審査の方法は継続審査をせらるゝと思はるゝが、これにご異議ありと申さるゝ。

議

ご異議ありと申して、左様決まらるゝ。(い)

議

休憩のしるゝ。(午後0時54分)
再開のしるゝ。(午後0時59分)

議

お諮りせらるゝ。本案は、同月、3月、24日、

本日までに可決ありし各条件については、
その条項、字句等、その他整理を要するものにつ
いては、その整理を議長に委任しんことを思ひま
す。これら公案議決ありしが。

(案議決しと呼ぶ)

議 長

公案議決ありしもの、以下、条項、字句、其
その他整理については議長に委任することを
決定せしめしむ。

議 長

以上をもちいて、本日の全日程が終了せし
められた。これをもちいて終了とせしむ。可。
なお、次の本会議は明後日、5月8日(日曜
日)午前10時から一般質問を行なう。

議 長

散会せしむ。 (午後1時)